

被 指 名 人 様

杉戸町長 窪田 裕之
(公 印 省 略)

入 札 指 名 に つ い て (通 知)

下記のとおり指名競争入札を執行するにあたり、貴社を指名しました。

杉戸町契約規則、杉戸町競争入札参加者心得及び入札参加時における注意事項等に従い、設計図書、契約約款等を熟知の上、入札してください。

なお、当指名通知書に定めのない事項については、その他入札・契約関係諸規定によるものとします。

記

1 入札の対象及び方法

- (1) 業 務 名 令和 8 年度 町有地除草業務委託 (単価契約)
- (2) 業務場所 杉戸町地内
- (3) 契約期間 契約確定日から令和 9 年 3 月 12 日
- (4) 設計金額 入札執行後に公表
※ 入札が不調・不落となった場合、公表しないことがある。
- (5) 業務種類 苑地
- (6) 業務概要 除草業務
- (7) 発注限度額 3,300,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (8) 入札手続等の方法 杉戸町公共工事等電子入札運用基準に従い、埼玉県電子入札共同システム (以下「電子入札システム」という。)により行う。
- (9) 設計図書等の確認方法 電子入札システムからダウンロードするものとする。
※ 電子入札システムの稼働時間: 平日 8 時 30 分～20 時

2 入札スケジュール

(1) 指名通知日	令和 8 年 4 月 20 日 (月)
(2) 質問締切日時	令和 8 年 4 月 22 日 (水) 16 時
(3) 回答公表日時	令和 8 年 4 月 23 日 (木) 15 時 ※ 電子入札システム上で全ての質問回答を公表する。
(4) 入札書提出期間	令和 8 年 4 月 27 日 (月) 9 時から 令和 8 年 4 月 28 日 (火) 16 時まで
(5) 開札日時	令和 8 年 4 月 30 日 (木) 9 時 00 分

3 入札の概要

- (1) 開札場所 杉戸町役場 第 3 庁舎 2 階 管財契約課
- (2) 開札結果 入札執行後速やかに入札情報公開システムで公表する。
<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>
- (3) 内訳書 不要

- (4) 最低制限価格 無
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 現場説明会 無
- (7) 再度入札応札締切日時 開札日の 15 時

※ 予定価格超過等の理由により初度入札が不落となった場合は、1 回のみ再度入札を行う。

※ 初度入札が有効だった者に限り、再度入札に参加できるものとする。

※ 当該日時に複数の再度入札を実施する場合は、初度入札の順に開札を行う。

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格を提示した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、複数者が最低の入札金額であった場合は、電子くじにより落札者を決定する。

5 入札における注意事項

- (1) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札への参加を希望しない場合は、入札書受付期間内に電子入札システムにより辞退届を提出すること。
なお、開札時において入札書が不着の場合も辞退扱いとする。
- (3) 入札参加者が1者のみであった場合、または再度入札が成立しなかった場合、入札は中止する。
- (4) 必要な資格のないものとした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 公正な秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認める当該申し込みに係る価格は、その入札を無効とする。
- (6) 電子入札システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。
- (7) 天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがある。
- (8) 入札参加者のやむを得ない理由により紙入札への移行を希望する場合は、指名通知書の受領後速やかに発注課へ申し出ること。
- (9) 開札日の時点において指名要件を満たさないことが発覚した場合、入札への参加を制限することがある。
- (10) 過去1年間に贈賄などの不正行為により逮捕され又は杉戸町内で事故等を起こし、かつ町に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出ること。

6 契約における特定条件

- (1) 契約金額 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。
※ 1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とする。
- (2) 契約約款 杉戸町標準委託契約約款を参照する。
※ 標準契約約款は参考とし、契約時に双方で協議の上、決定する。
- (3) 契約保証金 必要
※ 発注限度額の10分の1以上を納付、又は契約保証金に代わる担保を納付すること。
※ 杉戸町契約規則第31条各号のいずれかに該当する場合は免除できるものとする。
- (4) 前金払 しない
- (5) 部分払 しない
- (6) 契約方法 書面契約又は電子契約（クラウドサイン）のいずれかを選択できるものとする。

7 参考例規等の掲載ページ

(1) 杉戸町契約規則

杉戸町競争入札参加者心得

入札参加時における注意事項(委託)

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1184.html>

(2) 杉戸町公共工事等電子入札運用基準

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/1183.html>

(3) 杉戸町標準契約約款

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/9622.html>

(4) 電子契約について

<https://www.town.sugito.lg.jp/site/nyusatsu/2073.html>

8 問い合わせ

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29

杉戸町役場 管財契約課 管財担当

電 話 0480-33-1111 (内線275)

メール kanzaikeiyaku@town.sugito.lg.jp

開庁時間：8時30分から17時15分（土日祝日・年末年始を除く）

電子入札ヘルプデスクの問い合わせ先：048-830-2263（平日の8時30分から17時）